

笠間市 ファミリーサポート事業 活動の手引き

笠間市ファミリーサポートセンター事務局

事務局住所：〒309-1734

茨城県笠間市南友部 1966 番地1（笠間市児童館内）

電話・FAX：0296-77-9050

メールアドレス：msuda@saposute.jp

事務所 開設時間：月曜日～金曜日 10:00 ～ 16:00

受付時間：開設時間外も対応いたします。

笠間市ファミリーサポート事業

ファミリーサポート事業は、「お子さんを預かってほしい方」と「お子さんを預かることができる方」がそれぞれ会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預けたり、預かったりする地域で主体的に行う子育て援助活動です。

1. 会員

・援助を受ける会員

利用会員：笠間市にお住まいで、妊産婦又は、概ね生後2カ月から12歳までの子どものいる方

・援助を行う会員

提供会員：笠間市にお住まいで、20歳以上の心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる方で、センターが実施する援助活動に関する講習会を受講した方

・両方会員：「利用会員」と「提供会員」の両方を兼ねる方

2. 援助活動の内容

提供会員(両方会員)が利用会員(両方会員)のお子さんを

- ・一時的に預かります。(原則として、提供会員・両方会員の自宅で)
- ・保育所(園)、幼稚園、放課後児童クラブへ送迎します。

例えば……

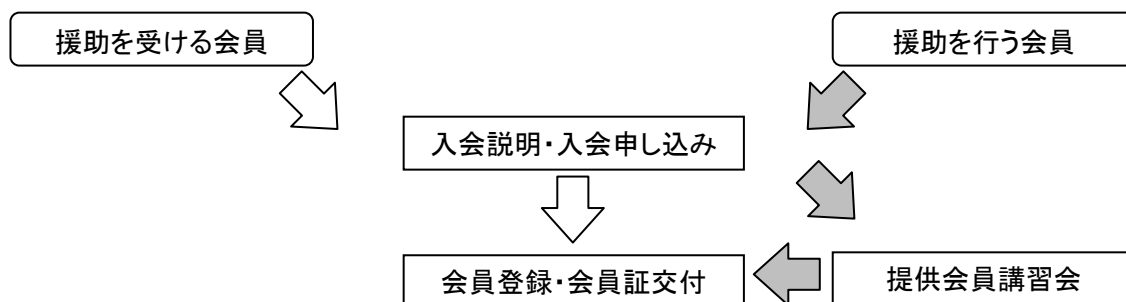
保護者の通院や家族の介護、冠婚葬祭、入学式や授業参観等の学校行事、仕事の都合や求職活動等
※宿泊を伴う援助は行いません。

提供会員による援助活動の内容は、次に掲げるとおりとします。

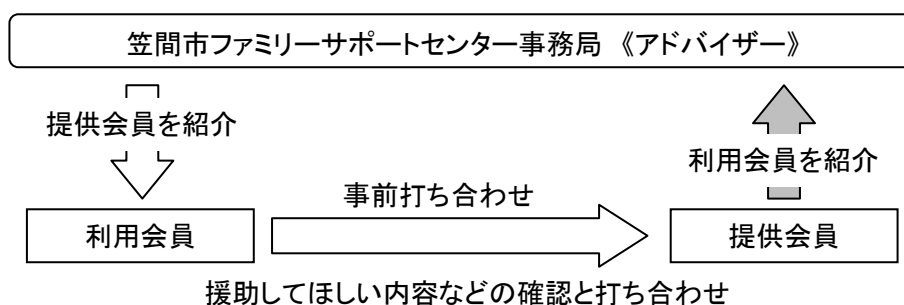
- (1)産前産後の妊産婦の児童の援助をすること。
- (2)保育園、幼稚園、小学校及び学童クラブ(以下「保育施設等」という。)の開始時間まで児童を預かること。
- (3)保育施設等の終了時間後、児童を預かること。
- (4)保育施設等と援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
- (5)保育施設等の休日その他の事由がある場合、臨時的に児童を預かること。
- (6)冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際、児童を預かること。
- (7)買い物等の外出の際、児童を預かること。
- (8)前各号に掲げるもののほか、会員の仕事及び育児の両立のために必要な援助を行うこと。

3. しくみと流れ

①まず、会員になりましょう。

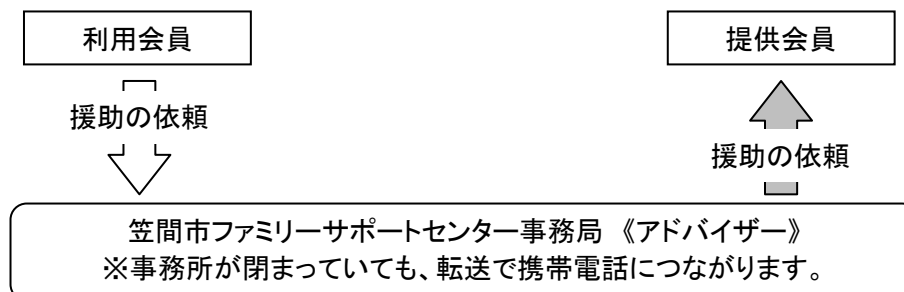


②事務局から条件に合う会員を紹介されたら、まず事前打ち合わせをします。

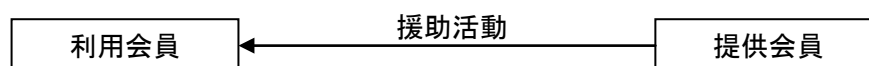


※利用会員のお子さんを連れて、どちらかの家、または事務局にて事前打ち合わせを行います

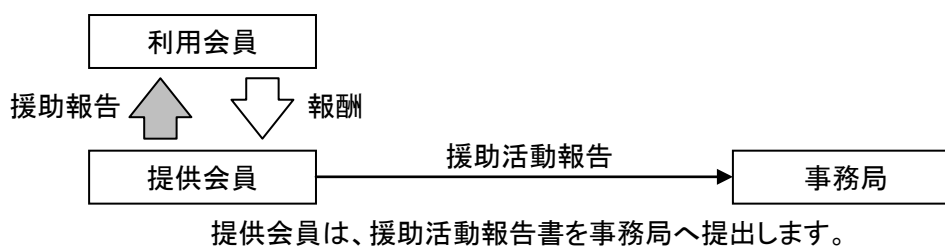
③事前打ち合わせ後、利用会員が援助を頼みたいときには、事務局へ申し込みます。



④援助活動開始。打ち合わせ内容はしっかり守りましょう。



⑤援助活動が終わったら、提供会員は活動報告書を事務局に提出します。



4. 事務局(アドバイザー)

(1) 事務局(アドバイザー)の役割

- ・会員募集、入会説明、提供会員講習会、面接など会員の登録に関すること
- ・会員間の援助活動の調整やアドバイスなどの会員の活動に関すること
- ・会員交流会、会報の発行など会員の交流に関すること
- ・活動報告のまとめ、保険の手続きなど事業運営に関すること

5. 援助活動の時間

原則として9:00から19:00までの間で援助の必要な時間とします。

ただし、利用会員と提供会員の合意があれば、上記以外の時間帯も援助活動を行うことができます。

援助活動の時間の考え方は、下記のとおりです。

- ・お子さんを提供会員の自宅で預かる場合、提供会員がお子さんを預かった時間から利用会員が迎えに来た時まで
- ・保育施設等へ送る場合、提供会員が家を出た時から保育施設等へ引き渡した時まで
- ・保育施設等から迎える場合、提供会員が家を出た時から利用会員へ引き渡した時まで

6. 援助活動の報酬等

この活動はボランティア精神に基づいたもので、援助を行う者の収入を補償するものではありません。しかし、提供会員が責任を持って活動するため、また、利用会員が必要以上の気づかいをしないために、一定の報酬の受け渡しを定めているものです。

(1) 報酬額の基準

月曜日～金曜日の7:00～19:00まで	1時間あたり700円
土曜日、日曜日、祝日 並びに上記の時間帯以外の時間	1時間あたり700円

①利用会員が兄弟姉妹を2人以上預ける場合で、援助活動時間が重複する時間帯は、2人目からは上記表に定める額の半額となります。

例) 花子ちゃん(0歳)提供会員自宅預かり 17:00 ~ 19:00
太郎くん (3歳)保育所のお迎えと提供会員自宅預かり 18:00 ~ 19:00
花子ちゃん : 2時間×700円=1,400円
太郎くん : 1時間×700円×1/2=350円
合計 1,400円+350円=1,750円

②援助活動時間が1時間未満の場合でも1時間とみなします。1時間以上は30分ごとに報酬計算(30分の単価は上記表に定める額の半額)を行います。1時間30分を超えて2時間までは2時間とみなします。援助の開始及び終了時間は双方の会員でしっかり確認しましょう。

例) 40分の活動時間=1時間 / 1時間20分の活動時間=1時間30分
1時間40分の活動時間=2時間

③利用会員が援助活動時間の依頼を取り消す場合は次のようになります。やむを得ず取り消す場合は、できるだけ早く提供会員に連絡しましょう。また、取消料が発生した場合は、すみやかに支払いをするようにしてください。

※取消料の基準(会則)

利用予定の前日17:00までに提供会員に申し出たとき.....無料
前日17:00～利用予定開始時刻までに提供会員に申し出たとき....利用予定時間の報酬額の全額
利用予定時刻までに提供会員に申し出をせず利用しなかったとき....利用予定時間の報酬額の全額

(2)実費

利用会員は、報酬以外の援助活動にかかった経費(おやつ代、食事代など)を提供会員に支払います。

概ねおやつ代は、¥100円程度、食事代は、¥300円程度とします。

交通費として、ガソリン代往復10Kmまでが、¥200円、10kmを超えるごとに¥200円加算されます。

7. 会費

会員登録料、年会費、講習会受講料等は無料です。

8. 会員の心得

この事業は、大切なお子さんを預け、預かるもので、会員同士の信頼関係がとても重要となってきます。それぞれがこの活動に自らの意思で参加し、自らの役割に「責任」を持つことで、「やりがい」や「子育ての楽しさ」を実感することができるでしょう。

利用会員と提供会員が「いい関係」を築くためには、お互いにマナーを守ることが大切です。

- ・ 事前に打合せした援助内容を守る
- ・ 約束した援助時間を守る
- ・ 援助活動の変更や取り消しが生じたときはすみやかに連絡する
- ・ 援助活動で知り得た会員のプライバシーを侵害したり、他に漏らしたりすることはしない
- ・ 援助活動を、政治、宗教、営利目的など、この制度の目的以外には利用しない
- ・ 援助活動中は会員自身や子どもが、安全に、健康に過ごせるよう配慮する
- ・ 定期健康診断を受け、自分自身の健康管理に留意する

9. 援助活動の留意点

(1) 事前打合せの留意点

- ・ どんな援助をしてほしいか、具体的に話しましょう
- ・ 気になることや子どもにしてほしくないことは率直に提供会員に伝えましょう。
- ・ 提供会員がペットを飼っている場合は、種類や飼い方によって、アレルギーの問題等が発生する可能性もあるので、利用会員とよく話し合ってください。
- ・ おやつや食事を提供するのか否かについて確認しましょう。提供する場合は、おやつの種類や調理方法、食材などについても細かく打合せしてください。なお、ミルク(一式)や紙おむつは原則的に利用会員が準備します。
- ・ 保育施設等への送迎に利用する交通手段については、経費の問題がありますので、双方の会員でしっかり確認しましょう。また、自家用車で6歳未満の子どもを乗車させる場合には、チャイルドシートを使

用することが義務付けられています。どのように用意するかなどよく話し合ってください。

※もし細かい条件等が合わないなどで、別の会員を紹介してほしい場合は、事務局へご相談ください。相手の会員へのお断りも事務局でいたします。

※事前打合せは早めに、面倒がらずに。良い関係づくりの第一歩です。

(2) 援助活動の留意点

- ・ 見知らぬ家に預けられることで子どもは不安になります。預ける前には、その理由をできるだけわかりやすく利用会員から説明してください。
- ・ 子どもは服を汚すことが多いので、着替え(一式)を用意しましょう。
- ・ 利用会員は子どもを預ける際には、子どもの健康状態を確認し、子どもの体調が悪いときには依頼を取り消すことも考えてみましょう。
- ・ 提供会員は、子どもがケガや急病のときには、応急処置をして、すぐ子どものかかりつけの病院に連絡するか救急車を呼び、併せて利用会員と事務局に連絡をとります。
- ・ 万一、活動中にトラブルが起きた場合、活動中にケガをしたなど保険の適用となる事故が発生した場合は事務局へ速やかに連絡してください。

※相手の立場に立っての活動。お互いの笑顔がお子さんを笑顔にします。